

津市農業委員会だより

第38号 令和5年6月発行

編集発行
津市農業委員会
〒514-8611
津市西丸之内23番1号
電話番号 059-229-3176



榊原町スマイルコーンさんの農福連携による就労体験

目次

農福連携とは？	2, 3
農地を取得するための 下限面積要件が廃止されました	4
農耕トラクタを公道で運転するときは 必要な運転免許の確認を！	5



農業者年金のご案内	6
農地の賃借料情報	7
農業委員会からのお知らせ	8

《広告のコーナー》

相続でお悩みの方へ 相続財産のたな卸を一緒にし、お世話をします

この実績が信頼の証！
相続税申告実績 580 件超

相続に関するすべてのご相談は
税理士法人 中田会計事務所へ
(東海税理士会所属)

この案内をご覧になった方（初回）**相談無料！**

TKCグループ
税理士法人 中田会計事務所
津市一身田中野132-1 中田会計事務所 検索

スマートフォンから確認できます。

TEL 059-232-9000

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。）

農

福

連

携

と

は

？

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信やいきがいを創出し、社会参画を実現していく取組です。

担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

三重県では農業に取り組む福祉事業所や農業経営体で働く障がい者の数は600人を超え、年々増加しています。

そこで、今回は**農福連携**についてご紹介します。

相談窓口は？

農業法人・農家

- 繁忙期に人手がほしい
- 収穫を手伝ってほしい
- 農地を荒らしておきたくない

相談
窓口

福祉事業所・障がいのある人

- 工賃を上げたい
- 外に出て体を動かす仕事がしたい
- 農業に興味があるけどできるかな？

三重県農林水産部
担い手支援課

農福連携ワンストップ窓口

ノウフクサポートセンターみえ

一般社団法人 三重県障がい者就農促進協議会

連携

一緒に農作業を
やってみたい

農福連携コーディネーターを派遣

双方のニーズを把握し、仕事先と働き手をマッチング

農業ジョブトレーナーを派遣

作業の切り出し・作業の仕方・働き方をサポート

一般社団法人 三重県障がい者就農促進協議会のご紹介

農家や農業経営体と就労を希望する障がい者との中間支援をする農業ジョブトレーナーを育成し、そして活用して、障がい者の就労体験をコーディネートし、安定した雇用につなげる活動をしています。

また、農山漁村活性化の優良事例である「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」第8回選定において、特に優良な事例として、農林水産省からグランプリを受賞されています。



津市の主な事業所

津市で農福連携に取り組んでいる主な事業所です。



スマイルコーン



(榊原町 7013 番地)

利用者と職員が連帯して、農業を使用しない自然農法により、安全でおいしい農産物や野草茶（スギナ・ドクダミ）などの加工品の生産、販売を通して、地域の活性化に取り組んでいます。

〈就労継続支援B型事業所〉

令和2年2月には久居明神町の諸戸農園と連携して、三重県委託の「就労体験実証事業」に取り組み、梨やブドウの樹木管理等の新たな職域開発に挑戦しました。



キラリンふぁーむ



(城山二丁目 54 番 8 号)

安全で安心な野菜を提供できるよう、豚糞を堆肥として利用した有機栽培に取り組んでいます。農作物の植え付けから収穫までの作業や袋詰めなどの出荷作業など、個人の特性に合わせた作業をしています。

和心楽心ファーム



(新家町 869 番地 3)

作業所内のハウスではイチゴ栽培を始め、隣接する畑には、農作物（にんにく等）を育てています。

また、地域内だけではなく、市外の農家さんからも依頼があれば、農作業が繁忙な時に助っ人として出向いています。



障がいがあっても、高い能力を持っている人や得意分野を活かし、苦手を補い合うことで、障がいのない人と同じように働くこともできます。

津市では、就農に関する相談があった場合、相談者に寄り添いながら、就農に必要な実践的な知識及び技能取得の支援を行うとともに、農業体験などの案内を行い、関係機関や庁内関係部署との連携を図りながら、社会参画のきっかけとなる支援を行っています。

農福連携に興味のある方や取組に関するご相談、お問い合わせ等がありましたら、下記までお願いします。

【主なお問い合わせ先】

◆津市農林水産政策課農業振興担当

電話：059-229-3172 FAX：059-229-3168

◆一般社団法人 三重県障がい者就農促進協議会

電話：059-253-4187 FAX：059-253-3359

【津市の主な事業所】

◆スマイルコーン

電話：059-261-4935 FAX：059-261-4935

◆キラリンふぁーむ

電話：059-269-6300 FAX：059-269-6301

◆和心楽心ファーム

電話：059-254-5840 FAX：059-254-5841

農地を取得するための下限面積要件が廃止されました

これまでは、耕作目的で農地を取得するには一定の面積以上を経営する必要があり、津市では下記の表のとおり下限面積（別段面積）を設定していましたが、農地法の一部の改正により、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。

下限面積	対象区域
50a	別段面積が設定された区域以外
別段面積	対象区域
40a	芸濃町（雲林院）
30a	河芸町（中別保・一色・影重）、芸濃町（河内）、一志町（波瀬）、美杉町
20a	白塚町、香良洲町
1a	美杉町 ※ただし、美杉町内で空き家の土地建物の所有権を取得した個人が、農地の所有権を耕作目的で取得する場合（原則1回限りの許可申請）に限る。

廃止

この下限面積要件が廃止された理由として、農業者の減少・高齢化が進むなか、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模に関係なく意欲を持って農業に新規参入される方を地域内外から取り込み、農地等の利用を推進していくことによるものです。

ただし、下限面積要件が廃止されても、農地を取得するための他の要件

- ① 全部効率利用要件（農地のすべてを効率的に利用すること）
- ② 農作業常時従事要件（必要な農作業に常時従事すること）
- ③ 地域との調和要件（周辺の農地利用に支障がないこと）

①全部効率利用要件

- ・機械や労働力が十分に確保されているか
- ・技術が十分にあるか

②農作業常時従事要件

- ・農作業に従事する日数が原則150日以上であるか

③地域との調和要件

- ・農地利用の分断、水利の阻害、地域営農方法への悪影響がないか

は継続され、引き続きこれらの要件を満たす必要があるため、**不耕作目的や資産保有目的等による農地の取得はできません。**

農地の取得（貸し借りや売り買い）をするときは、農業委員会の許可が必要です。農地法第3条による許可申請の手続き等については、下記までお問い合わせください。

◆津市農業委員会事務局 電話：059-229-3176 FAX：059-229-3168

◆各総合支所地域振興課（市外局番 059）

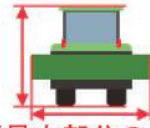
- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| ・久居 電話：255-8846 | ・河芸 電話：244-1706 | ・芸濃 電話：266-2516 |
| ・美里 電話：279-8115 | ・安濃 電話：268-5518 | ・香良洲 電話：292-4308 |
| ・一志 電話：293-3005 | ・白山 電話：262-7017 | ・美杉 電話：272-8085 |

必要な運転免許の

農耕トラクタを公道で運転するときは確認を！

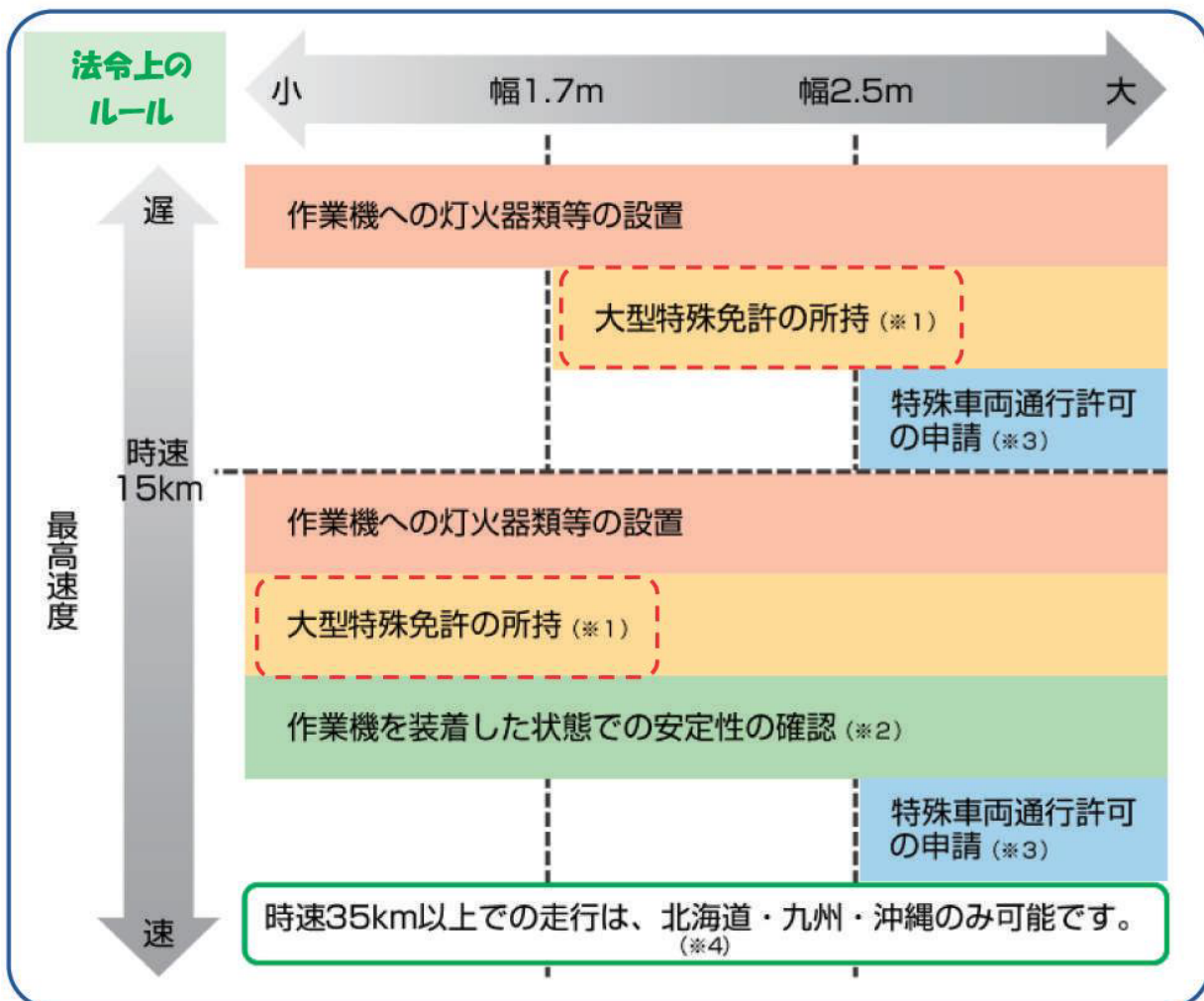
農耕トラクタを公道で運転する場合には、道路交通法により免許区分に応じた自動車運転免許が必要になります。

作業機をつけた
状態での大きさ



(最大部分の大きさ)

トラクタ単体または作業機をつけた状態の大きさ等	必要な免許
長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下、 <u>最高速度 15 km/h以下</u> (※安全キャブ・フレームがある場合、高さ 2.8m以下)	小型特殊免許 または普通免許
上記をひとつでも超える場合 (※特に最高速度 15 km/h を超える場合)	大型特殊免許 (農耕車限定も含む)



※1 車両総重量が750kg以上の車両をけん引する場合は、大型特殊免許のほかけん引免許が必要です。

※2 作業機をつけた状態での安定性が確認されていないトラクタは、時速15km以下で走行する必要があります。

※3 特殊車両通行許可については、道路管理者への申請が必要です。(農道を走行する際の申請は不要です。)

※4 北海道、九州、沖縄以外の地域では、作業機をつけたまま時速35km以上で走行することはできません。

農業者年金のご案内

農業者年金で生活の安定を考えてみませんか

6つ 農業者年金の ポイント

① 農業者の方なら広く加入できる

農業者年金の加入には農地の権利名義は必要ありません。

② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

制度発足以降 20 年間（令和 3 年度まで）の運用利回りの平均は、年率 +2.94 % で、運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

③ 保険料の額は自由に決められる

保険料は月額 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択でき、いつでも見直します。

④ 終身年金で、80 歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

仮に 80 歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

⑤ 税制面の優遇措置がある

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

認定農業者で青色申告者の方など、政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

農業者年金への加入要件

- ① 年間 60 日以上農業に従事
- ② 国民年金第 1 号被保険者
※国民年金保険料納付免除者を除く
- ③ 60 歳未満

さらに、年間 60 日以上農業に従事する 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

農業者年金

現況届の提出は忘れずに！

現況届は、年金を受給するために必要で、毎年行う手続きです。



農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会へ提出してください。

届く時期は…

現況届の用紙は、5 月末日頃に直接受給権者ご本人あてに送付されています。

提出時期は…

6 月 1 日から 6 月 30 日までに農業委員会へ必ず提出してください。

提出を忘れると…

1 1 月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

農地の賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料（10アール当たり）は、以下のとおりとなっています。

なお、記載金額はあくまで参考にしていただき、実際の賃借料を決める際は、当事者間で十分に話し合ってください。

1 田（水稻）の部

単位：円／年

区分	地 区 名	賃 貸 借						使用賃借
		件数	現金 件数	物納 件数	賃借料 平均	賃借料 最大値	賃借料 最小値	件数
平坦地域	津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲	1,200	506	694	6,082	14,100	1,000	298
	久居（楠原・稲葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）	666	461	205	5,258	30,000	1,518	261
中間地域	津（片田）・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く）	33	20	13	5,304	9,400	2,036	48
	久居（楠原・稲葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山	579	320	259	3,994	20,000	100	275
山間地域	美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉	7	5	2	8,781	19,417	783	70

2 畑（普通畑）の部

単位：円／年

区分	地 区 名	賃 貸 借						使用賃借
		件数	現金 件数	物納 件数	賃借料 平均	賃借料 最大値	賃借料 最小値	件数
平坦地域	津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲	68	67	1	7,643	15,000	906	90
	久居（楠原・稲葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）	79	76	3	5,244	15,000	1,524	92
中間地域	津（片田）・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く）	3	1	2	4,800	5,000	4,700	11
	久居（楠原・稲葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山	6	6	0	10,000	10,000	10,000	45
山間地域	美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉	3	0	3	783	783	783	10

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg 当たり 9,400 円に換算しています。

農業委員会からのお知らせ

●農地利用最適化推進委員をご存知ですか？

各地域から選出された農地利用最適化推進委員86人が農業委員会委員24人と協力し合い、豊富な知識と経験を活かして、農業者の身近な相談役として活動しています。



定期的に農地パトロールを実施し、農地利用の状況を把握するとともに、農地所有者へ農地利用の意向の聞き取りを行い、農地の貸し手と借り手を仲介する利用調整しています。また、新規就農者に対し、農地所有者や地域との調整活動に奮闘しています。

所有している農地で困ったことがあれば、気軽にご相談ください。

●土の落下に注意しましょう

トラクターなどで農作業をした後、道路へ出るときは、道路に土を落とさないように注意しましょう。道路に落ちた大きな土の塊は、歩行者や自転車、バイク、車いす等の通行の妨げとなる場合があります。

編集後記

新緑の候、皆様にはますますご活躍のことと存じます。

令和四年五月に農業経営基盤強化促進法の改正法が成立しました。今年度から、私たちが将来めざす農地利用の姿を明確化する目標地図を作成し、これに基づいた地域計画を定めていく作業が本格化します。そして、この計画を実現するべく、農地の集約化に向けた取り組みをさらに加速化する必要があります。

全ての人が自分らしく暮らしていくために「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現という言葉をよく見聞きするようになりました。様々な人が互いを認め、尊重し、支え合う、多様性のある社会で、農業はどのような役割を果たせるのか、これからのあり方を考えていかなければならないのかもしれない。私が経営する農園での障がい者を対象とした就労実習がそういったことにつながればよいと考えています。また、地域の小中学校の総合学習体験や農業高校の実習を受け入れることも同様です。

少子高齢化社会が進む中、自給率の低下や人手不足など、農業の将来像を描くことはそう簡単ではないと実感しています。だからこそ、他人任せではなく、私たち一人一人が自分にできることを精一杯取り組み、私たちの農業の将来について考えていきたいと思っています。 諸戸 善昭

編集委員

委員長 坂野 大徹
副委員長 中野 たつ子
委員 結城 晋三 田村 明 宮本 政春
太田 義政 諸戸 善昭

津市のホームページから各種申請書、届書等のダウンロードができます。

津市農業委員会事務局

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html>

検索

《広告のコーナー》

コロナの影響や気象災害の影響で収入が減った・・・ 収入保険に加入しませんか？ 三重県下での実績 つなぎ資金貸付（R4年度） 23件 1億1560万円 加入実績（R4年度） 加入者数1,311 前年から153件増 安心のネットワーク NOSAI	さまざまなリスクから農業経営を守ります 青色申告をしている方 自身で作付している農産物を販売している方 が加入の対象となります！ 津市から保険料等の半額（上限10万円）補助があります。 ぜひご検討ください！ ※お気軽に問合せください 三重県農業共済組合 津市上浜町6丁目81番地11 ☎ 059-224-0505
--	---

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。）